政府職員失業者退職手当の追加給付について

【令和7年10月31日時点】三重労働局

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り 扱いをしていたことにより、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申 し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる政府職員失業者退職手当(国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)に基づく失業者の退職手当。以下「失業者の退職手当」という。)の追加のお支払いを、順次開始します。

1 追加給付の対象者

・ 平成16年8月1日以降、平成31年3月17日までに失業者の退職手当を受給した方 ※受給時期や受給額によっては、追加給付が発生しない場合があります。

2 追加給付の進め方

- i 失業者の退職手当を支給したハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象 となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。
- ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、失業者の退職手当 の支給を受けたハローワークあてにご返送ください。
- iii 失業者の退職手当を支給したハローワークにて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。
- ・上記1「追加給付の対象者」に該当している方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。
- ・ご自身が対象となるか不明な場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお 問い合わせください。

くご注意下さい!>

- 上記「お知らせ」は、失業者の退職手当の支給を受けたハローワークから郵便物により送付します。
- それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください(発送の進捗状況については、 随時このページでご案内してまいります)。
- 本件に関して、都道府県労働局、失業者の退職手当の支給を受けたハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワーク又は当該ハロー ワークを管轄する都道府県労働局にご確認ください。

3 追加給付の進捗状況

- ・ 確認された失業者の退職手当の追加給付対象者数: 167名
- ※ 一部のハローワークにおいては、引き続き、対象となる方の確認を行っております。確認ができた方から順次、「お知らせ」を送付してまいります。
- ・ 追加給付のお支払い等を完了した人数: 113名
- ・ 令和元年 12 月 13 日、追加給付の対象となることが確認できた方に、「お知らせ」の送付を開始いたしました。
- ※ 上記1「追加給付の対象者」に該当するお心当たりがあるにも関わらず、「お知らせ」が届かない場合は、失業者の退職手当の支給を受けていたハローワークへお申し出をお願いします。

くお問い合わせ先>

ハローワーク	電話番号	ハローワーク	電話番号	ハローワーク	電話番号
桑名	0594-22-5141	津	059-228-9161	伊賀	0595-21-3221
四日市	059-353-5566	松阪	0598-51-0860	尾鷲	0597-22-0327
鈴鹿	059-382-8609	伊勢	0596-27-8609	熊野	0597-89-5351

または、三重労働局職業安定部職業安定課(TEL: 059-226-2305)